

農山漁村振興交付金

【10,060(8,000)百万円】

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等の取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

<背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、農山漁村の維持発展等に向けて、農業者等の地域住民の就業の場を確保するとともに、地域の創意工夫による取組を進め、所得の向上や雇用の増大に結びつけていくことが必要です。
- ・特に「農泊」の推進を通じて、増大するインバウンド需要を呼び込み、農山漁村の所得の向上を図ることが重要となっています。
- ・また、一億総活躍社会の実現に向け、農業と福祉が連携した農福連携への期待が全国的に高まっています。
- ・このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させることなどにより、農山漁村の自立発展を目指す。

<主な内容>

1. 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 1,447(1,915)百万円
農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援します。
また、福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援します。
2. 山村活性化対策 780(750)百万円
特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援します。
3. 農泊推進対策 5,000(-)百万円
「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るため、自立的に活動できる体制の構築、地域資源を観光コンテナツとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援します。
4. 農山漁村活性化整備対策 2,833(5,335)百万円
市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るための施設等の整備を支援します。

交付率：定額、1/2等
事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等

お問い合わせ先：

都市農村共生・対流対策及び農泊推進対策に関すること
農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
地域活性化対策に関すること
農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)
山村活性化対策に関すること
農村振興局地域振興課 (03-6744-2498)
農山漁村活性化整備対策に関すること
農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

○ 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

○ 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、特に、訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増加による所得の向上や雇用の増大を図るため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進する「農泊推進対策」を創設。

農泊推進対策（新規）

○ 地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った「農泊地域」の創出を通じて、農山漁村の所得を増加していくため、ソフト・ハード対策を一体的に支援

農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ

- ・「農泊」を観光ビジネスとして自立的に活動できる体制の構築
- ・伝統料理等の「食」や美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組
- ・インバウンドに対応するためのWi-Fi環境の構築や多言語標示板の設置 等



農作物収穫体験



森林散策



地引き網漁体験

農泊を推進するために必要な施設整備

- ・古民家等を活用した滞在施設や農山漁業体験施設等の整備
- ・農山漁村への集客力を高めるための農産物販売施設等の整備（※活性化計画に基づき実施）



古民家等の改修



農家レストランの整備

- 実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等
- 実施期間：上限2年 等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1 / 2 等

農山漁村活性化整備対策

○ 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

農林水産物処理工場・集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農山漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等

- 実施主体：都道府県、市町村、農山漁業者の組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 交付率：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは1 / 2 等）



味噌加工施設



定住希望者の一時滞在施設



農産物直売施設



就業のために必要な研修施設

都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援
- 福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画） 等
- 実施期間：都市農村共生・対流対策：上限2年
地域活性化対策：上限5年
- 交付率：定額（上限800万円等）、1 / 2



高齢者のいきがい農園の整備



活動計画づくり



障害者による玉ねぎ収穫

山村活性化対策

○ 特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 交付率：定額（上限1,000万円）



地域産品の加工・商品化

主な重点プロジェクト

- 子ども農山漁村交流プロジェクト
- 「農」と福祉の連携プロジェクト
- 農福連携プロジェクト
- 空き家・廃校活用交流プロジェクト

「農泊」の推進

【5,000(一)百万円】

対策のポイント

持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図ります。

<背景/課題>

- 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられ、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」^{※1}の推進を図ることとされています。
- 「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、ゴールデンルートに集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者数や農林水産物の消費拡大を図ることが重要です。
- このため、「農泊」をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組(農林漁業体験プログラム等の企画、古民家等を活用した滞在施設等の整備)、優良地域の国内外へのプロモーションに対する支援を行うため、農山漁村振興交付金に農泊推進対策を新設し、観光庁等とも連携しつつ「農泊」を推進していきます。

※1 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在(農山漁村滞在型旅行)のこと。

政策目標

平成32年度までに、農泊地域^{※2}を500地域創出することにより、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を目指す。

※2 農泊地域とは、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持っている地域

<主な内容>

1. 農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や取組地域への人材派遣、地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や古民家等を活用した滞在施設等の整備、優良地域の国内外へのプロモーションなど、農泊地域を創出し、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を図るために必要なソフトとハードの取組を一体的に支援。

2. 農泊推進関連対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における地域間交流の促進等を行うために必要な農産物販売施設等の整備を推進し、「農泊」に取り組む地域への集客力等を高める取組を支援。

交付率：定額、1/2
事業実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等

お問い合わせ先：

1の対策 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
2の対策 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

山村活性化支援交付金

【780（750）百万円】

対策のポイント

山村の活性化を図るため、薪炭・山菜等の山村の地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<背景／課題>

- ・山村では、人口減少や高齢化が著しいことから、人材や労働力が不足し、地域社会の活力が低下しています。
- ・一方、山村は、国土の保全、水源のかん養など、森林及び農業の有する多面的機能の発揮に大きな役割を担う重要な地域です。また、特色ある農林水産物や、固有の自然・景観、伝統文化等の多くの地域資源が存在しています。こうした資源に恵まれた山村は、近年、都市住民を中心に、ゆとり・やすらぎの場としての評価が高まっていますが、地域資源は十分に活用されていません。
- ・このため、地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大による山村の活性化が必要となっています。

政策目標

地域資源を活用して山村の活性化に取り組んだ地域の8割において、所得・雇用の目標を達成（平成32年度）

<主な内容>

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、薪炭・山菜等の地域資源等の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等を図る取組の試行実践等）を支援します。

（ 交付率：定額（1地区当たり上限1,000万円）
事業実施主体：市町村等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（03-6744-2498）]

山村活性化支援交付金

平成29年度予算概算決定額【780（750）百万円】

山村の役割と現状

- 山村は、全国の林野面積の6割、農地面積の2割を占め、国土の保全、水源のかん養など、森林及び農業の有する多面的機能の発揮について大きな役割を担う重要な地域。
- しかしながら山村では、人口減少や高齢化が著しく、地域社会の活力が低下。

対策のポイント

- 山村には、特色ある農林水産物や景観、伝統文化といった地域資源が多く存在。近年、都市住民を中心にゆとり、やすらぎの場としても評価が高まっているところ。山村の活性化には、こうした地域の潜在力を引き出すことが重要。
- このため、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するための取組を支援。

対策の内容

○ 地域資源等の発掘・活用を通じた地域経済の活性化を支援

(1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

〔 資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等 〕



現地調査

(2) 地域資源を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成

〔 住民意向調査、体制づくりのため地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり
技術研修会等の開催 等 〕



合意形成・計画づくり

(3) 特色ある地域資源の域内での消費拡大や域外への販売促進、付加価値向上等を図る取組の試行実践

〔 マーケティング調査、地場農林水産物を使った地域製品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討 等 〕



地域産品の加工及び商品化

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大に向けた取組の推進

- 交付率：定額(1地区当たり上限1,000万円)
- 実施期間：上限3年
- 事業実施主体：市町村等
- 対象地域：山村振興法に基づき指定された振興山村
※山村振興計画が策定されていること

山村の活性化
農林水産業やそれを担う地域の振興

荒廃農地等利活用促進交付金

【231（231）百万円】

対策のポイント

荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等整備を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、食料の安定供給にとって不可欠であり、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要です。
- ・このため、農業者や農業者組織、参入企業等の担い手や農地中間管理機構等が行う荒廃農地等を再生利用する取組を推進し、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。

政策目標

○平成37年までに農用地区域において、4.5万haの荒廃農地を再生

<主な内容>

1. 荒廃農地の再生利用活動への支援

1号遊休農地（荒廃農地〈A分類〉）※1の再生作業（雑木の除去等）、土壌改良（肥料の投入等）、営農定着（再生農地への作物の導入等）、経営展開（加工品試作及び試験販売の取組等）を支援します。

2. 荒廃農地の発生防止活動への支援

2号遊休農地※2から1号遊休農地への悪化を防止するために必要な低コスト整備の取組を支援します。

※1 「1号遊休農地（荒廃農地〈A分類〉）」とは、農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地のこと。なお、これとは別に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地〈B分類〉がある。）。

※2 「2号遊休農地」とは、農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

3. 施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用・発生防止に必要な基盤整備（暗きょ、農道の整備等）や農業用機械・施設（収穫機、ビニールハウス）、農業体験施設（市民農園等）等の整備を支援します。

4. 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」については、本交付金によって引き続き支援します。

（ 補助率：定額（再生作業5万円/10a等）、1/2、55%等
事業実施主体：農業者、農業者が組織する団体、農業法人等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（03-6744-2665）]

荒廃農地等利活用促進交付金の概要

【平成29年度予算概算決定額：231（231）百万円】

- 農業者や農業者組織等が、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開するために、再生作業、土壌改良、営農定着、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

【対象者】

- 「人・農地プラン」の中心経営体等に位置付けられた農業者、農業者等が組織する団体（任意組織、法人組織、参入企業等）のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体。
※「中心経営体等」には、「今後、地域の中心経営体となることが見込まれる」として市町村が認めた者を含む。また、東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き続き支援。

【対象農地】

- 農振農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。

1号遊休農地（荒廃農地<A分類>）

- ・ 農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地）。

2号遊休農地

- ・ 農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

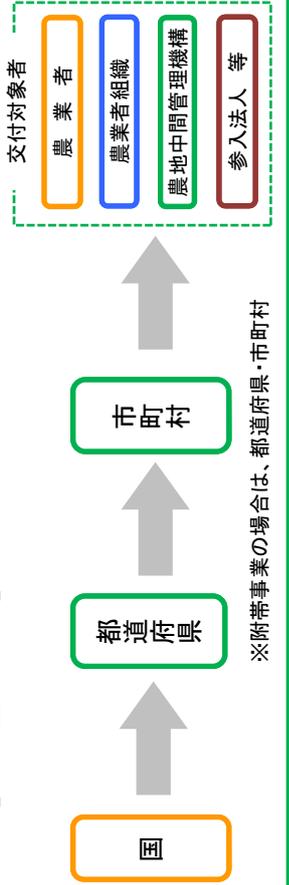


土壌整備等の実施により再生利用が可能



低コスト整備により耕作再開が可能

【交付金の流れ】



※附帯事業の場合は、都道府県・市町村

【主な支援内容】

1号遊休農地（荒廃農地<A分類>）への支援

再生利用活動

- ・ 再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。



荒廃農地（再生前）

再生作業後、作物を作付け

施設等の整備

- ・ 再生農地の暗さよ・農道等の基盤整備、生産再開に必要な収穫機やハウス等の農業機械・施設、農業体験施設の整備。



農業用機械



農業用ビニールハウス

2号遊休農地への支援

発生防止活動

- ・ 整地等の低コスト整備。



遊休農地

整地を行っている農地

施設等の整備

- ・ 1号遊休農地の支援と同じ。

連携事業

- ・ 荒廃農地等を活用して放牧事業（※1）に取り組み際に牧柵等を整備。
- ・ 2号遊休農地を対象として、農地中間管理機構が果樹の改植事業（※2）を行う際に果樹柵等を整備。



荒廃農地を活用した放牧



果樹柵の整備

※1「地域づくり放牧事業」（生産局所管）

※2「果樹農業好循環形成総合対策事業」（同上）

- ・ 附帯事業への支援 都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満。
- 再生された農地において5年間以上耕作されること。
- 補助率：定額（1/2相当（再生利用活動 5万円/10a、発生防止活動 2万円/10a等））1/2、55%等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）

都市農業機能発揮対策事業

【160（191）百万円】

対策のポイント

都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出、実践的な機能の強化が求められる防災協力農地の先進事例の創出と横展開等を推進します。

<背景／課題>

- ・都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業や農業政策に対する理解の醸成等の多様な機能への評価が高まっています。
- ・こうした中、都市農業の振興に関し、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定されるとともに、平成28年5月には、同法に基づき政府として都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市農業振興基本計画が閣議決定されました。
- ・基本計画において示された新たな施策の方向性に沿って、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組を推進していくことが必要です。

政策目標

都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の拡大
(意識意向調査による肯定的評価の割合(52%(平成23年度)→70%(平成32年度))

<主な内容>

1. 都市農業についての課題把握

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する課題等について即地的、実証的に調査・検討を実施します。

委託費
委託先：地方公共団体等

2. 都市農業の意義の周知

都市農業の多様な機能の発揮を推進するため、農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

3. 防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例の創出と横展開を推進します。

補助率：定額
事業実施主体：市町村、JA、NPO法人等

4. 都市住民と共生する農業経営の実現

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進します。また、現場から情報発信するための広報活動を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：地域協議会、民間団体、NPO法人等

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)]

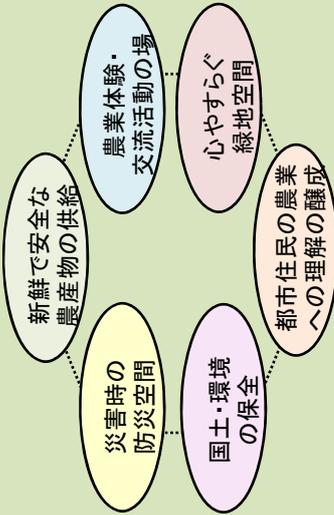
都市農業機能発揮対策事業

【平成29年度予算概算決定額 160(191)百万円】

都市農業振興基本法 (平成27年4月制定)

〈基本法の政策課題〉

・都市農業の多様な機能の発揮



- ・良好な市街地形成における農との共存
- ・国民の理解の下での施策の推進

都市農業振興に関する 新たな施策の方向性

都市農業振興基本計画 (平成28年5月閣議決定)

〈講ずべき施策〉

- ・農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保
- ・防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
- ・的確な土地利用に関する計画の策定等
- ・税制上の措置
- ・農産物の地元での消費の促進
- ・農作業を体験することができる環境の整備等
- ・学校教育における農作業の体験の機会の充実等
- ・国民の理解と関心の増進

都市農業振興基本法及び都市農業振興基本計画に沿って施策を推進

都市農業についての課題把握

国土交通省と連携し、都市農業に関する課題について即地的、実証的に調査・検討を実施。

ICT技術の活用、
海外市場の開拓等

(委託費) (委託先：地方公共団体等)



都市農業の機能発揮

都市農業の意義の周知

農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣や講習会・啓発事業の開催等を支援。

(補助率：定額) (事業実施主体：民間団体等)



防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例（地区防災計画との連携、避難訓練の実施、簡易な防災兼用施設の整備等）の創出と横展開を推進。

(補助率：定額) (事業実施主体：市町村、J A、NPO法人等)



都市住民と共生する農業経営の実現【拡充】

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進。また、現場から情報発信するための広報活動を支援。

(補助率：定額)
(事業実施主体：地域協議会、民間団体、NPO法人等)



小水力等再生可能エネルギー導入支援事業

【262（一）百万円】

対策のポイント

農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、地域排水等に寄与していますが、電気料金の値上げや施設の老朽化等による維持管理費の増大により、施設の適正な管理が困難となっています。
- ・一方、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、農業水利施設で消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減が可能となります。
- ・このため、土地改良長期計画では、「農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかがい排水に用いる電力量に占める割合（目標値 約3割以上）」とされています。
- ・発電施設の導入を推進するためには、これまで全国で行われた導入可能性調査の結果を踏まえ、施設設計から整備に移行することを支援するとともに、発電施設を管理する土地改良区等の技術力向上が必要となっています。
- ・また、農業集落排水施設についても、施設の更新時等にあわせて、省エネルギー化など施設の効率性の向上を図り、維持管理費を軽減する必要があります。

政策目標

- 「農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかがい排水に用いる電力量に占める割合（目標値 約3割以上）」
- 農業集落排水施設における省エネルギー技術の確立

<主な内容>

1. 小水力等発電施設の調査設計等への支援

小水力等発電施設の整備に係る設計等の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等）

2. 土地改良区等技術力向上支援

小水力等発電施設の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修等の取組を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等）

3. 農業集落排水施設の効率性向上のための支援

農業集落排水施設の省エネルギー化や汚水処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図る整備技術の実証の取組を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：農村振興局地域整備課（03-6744-2209）]

小水力等再生可能エネルギー導入支援事業

【平成29年度予算概算決定額：262(一)百万円】

ポイント

農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入を支援します。

背景／課題

1. 農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、洪水貯留、地域排水、地下水涵養等に寄与していますが、ポンプ運転等に必要な電気料金の値上げや施設の老朽化等によって維持管理費が増加傾向にあり、施設の適正な管理が困難となっています。
2. 農業集落排水施設についても、施設の更新時等にあわせて、維持管理費の軽減に資する取組を進める必要があります。

◆効率的・経済的な再生可能エネルギー・省エネルギー技術の導入のためのソフト支援

小水力等発電施設の調査設計等への支援

- 補助率：定額（基本設計は1/2以内）
- 事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等

- ・小水力等発電施設の整備に係る**設計等**の取組を支援



ダム



農業用水路

土地改良区等技術力向上支援

- 補助率：定額
- 事業実施主体：民間団体等

- ・発電施設の導入・運営主体となる**土地改良区等の技術力向上**のため、技術力向上、維持管理、会計運営等に関する**研修等**の取組を支援



現地研修会の開催



研修会の開催

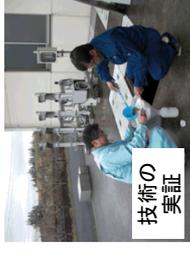
農業集落排水施設の効率性向上のための支援

- 補助率：定額
- 事業実施主体：民間団体等

- ・農業集落排水施設の**省エネルギー化**や汚水処理の過程で発生する**エネルギーの有効活用**を図る**整備技術の実証**、維持管理費の軽減手法に関する総合的な**技術書の作成・普及**の取組を支援



集落排水施設



技術の実証

目標

担い手の米の生産コスト削減(H35年目標9,600円/60kg)に向け、平成33年度迄に農業水利施設の維持管理費について、使用電力量の25%分を削減



農業水利施設を活用した小水力発電

農業集落排水施設における省エネルギー技術の確立